

## 新規劣後債のご案内

## 株式会社みずほフィナンシャルグループ

## 第23回 無担保社債

—— 実質破綻時免除特約および劣後特約付 ——

期間  
10年

## 第24回 期限前償還条項付無担保社債

—— 実質破綻時免除特約および劣後特約付 ——

期間  
10年

| 募集期間 | 2020年10月15日～2020年10月29日

本社債はバーゼルⅢに対応するTier2社債です。

主に個人のお客さまを対象として募集する円建て社債です。



●本社債は、預金等ではなく、元本の弁済や利息の支払いは保証されていません。また、預金保険法に規定される保険金の支払対象ではありません。

[仮条件] 利率 (課税前)	第23回 無担保社債	10年	(2020年10月30日の翌日から 2030年10月30日まで)	年0.650%～1.050%
	第24回 期限前償還 条項付 無担保社債	10年	当初5年 (2020年10月30日の翌日以降)	年0.350%～0.750%
以降5年 (2025年10月30日の翌日以降)			年 基準金利* + 0.400%～0.800%	
期限前償還 条項について		本社債の元金は、株式会社みずほフィナンシャルグループが、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、2025年10月30日(5年後)に、期限前償還期日までの経過利息を付して、額面金額100円につき金100円の割合でその全部を期限前償還することができます。本社債が期限前償還された場合、当該償還日から後の利息はお受け取りいただけません。また、その時点で再投資したときに、予定した金利と同等の利回りを達成できない可能性があります。		
		*基準金利：2025年10月30日の2銀行営業日前の午前10時(東京時間)にロイターに表示される5年物円スワップ*のオフアード・レートおよびビッド・レートの算術平均値として計算される5年物円スワップのミッド・レート。 *5年物円スワップの説明につきましては、目論見書をご覧ください。		

## 共通要項

- ◆発行価格：額面100円につき100円
  - ◆償還日：2030年10月30日
  - ◆利払日：毎年4月と10月の各30日  
(銀行休業日の場合は前銀行営業日)  
★初回利払日は2021年4月30日
  - ◆お申込単位：額面100万円単位
  - ◆発行日：2020年10月30日
  - ◆格付：A+(R&I)、A+(JCR)を取得予定
- ★ただし、第24回期限前償還条項付無担保社債は、2025年10月30日(5年後)に期限前償還される場合があります。

正式な募集要項の決定は2020年10月14日を予定しています。

決定される利率につきましては、標記仮条件の範囲外となる可能性もあります。

# バーゼルⅢに対応するTier2社債について

## ●バーゼルⅢにおいてTier2資本に計上

本社債は、国際的な銀行自己資本比率規制（バーゼルⅢ）においてTier2資本として計上することができる劣後債です。

## ●劣後特約・実質破綻時免除特約が付与

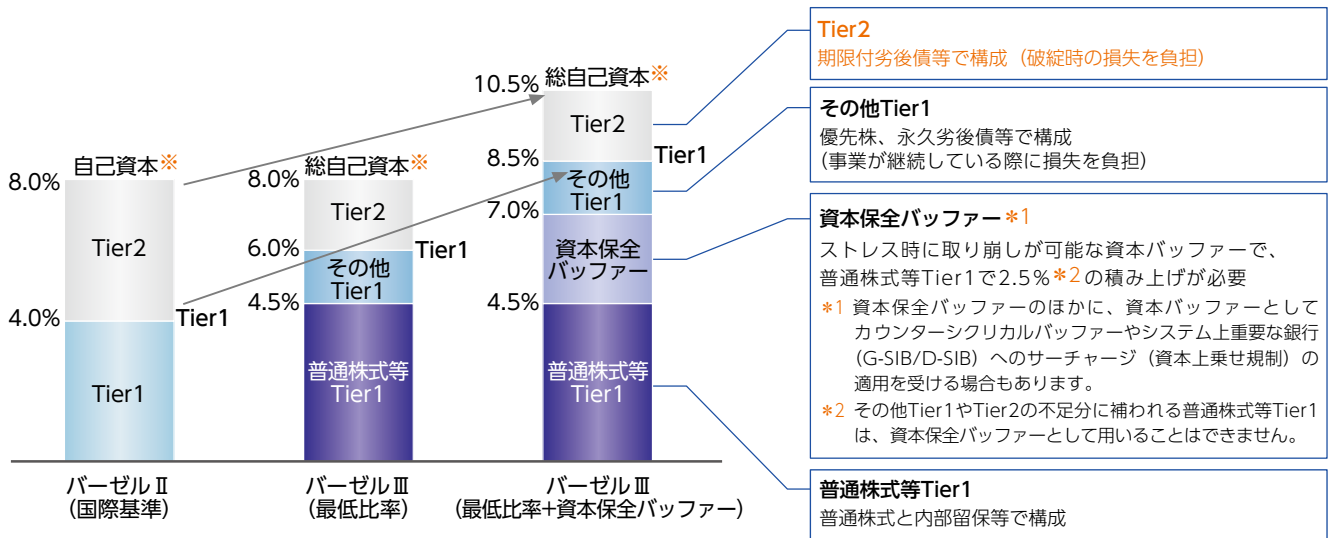
バーゼルⅢでTier2資本として認められる要件として、本社債には劣後特約（劣後事由発生時に、普通社債に対して支払いの順位が後になります）に加え、実質破綻時免除特約（実質破綻事由発生時に、元利金の支払いが行われません）が付与されています。

## 金融機関の自己資本比率

### ●銀行に対する自己資本比率規制

バーゼル銀行監督委員会は、国際的な銀行システムの安定性の向上と銀行の健全性維持、各国市場間の競争条件の平等化を図るための国際統一基準を定めてきました。1988年に公表された国際統一基準（バーゼル合意）は、2004年に新たな枠組みに移行することとされ（バーゼルⅡ）、2010年にさらに厳しい規制を課すことで合意（バーゼルⅢ）、日本では、2013年3月末から段階適用を開始しています。

バーゼルⅢにおける総自己資本は資本性の高い順に普通株式等 Tier1、その他Tier1、Tier2という要素で構成されており、それぞれ必要となる資本水準の達成が求められています。なお、本社債は期限付劣後債でありTier2に該当します。



## 劣後特約およびリスクについて

●発行者に倒産等の劣後事由が発生し、それが継続している場合には、発行者の一般債務が全額弁済されるまで本社債の購入者に対する元利金の支払いは行われなため、本社債の購入者は、投資元本の全部または一部の支払いを受けられない可能性があります。【劣後リスク】

●「劣後事由」とは、次の①～④の事由をいいます。

- ①日本の裁判所による発行者の破産手続開始
- ②日本の裁判所による発行者の会社更生手続開始
- ③日本の裁判所による発行者の民事再生手続開始
- ④日本以外の地域で適用のある法に基づく、発行者の左記①～③に相当する破産、会社更生、民事再生その他同種の手続開始

【劣後事由が発生した場合の、弁済順位のイメージ図】



## 実質破綻時免除特約およびリスクについて

● 発行者に実質破綻事由が生じた場合、劣後事由が生じなくても、実質破綻事由発生後に弁済期限が到来する本社債の元金の全部の支払い義務が免除され、本社債の購入者は、当初の投資元本の全部を失うこととなります（手続き上の理由等で元金が支払われた場合、返還する義務が生じます）。【元金免除リスク】

● 「実質破綻事由」とは、

内閣総理大臣が発行者について、預金保険法第126条の2第1項\*1第2号に定める措置である特定第二号措置\*2を講ずる必要がある旨の認定を行った場合をいいます。

\*1 預金保険法第126条の2第1項 = 金融システム安定化措置

\*2 特定第二号措置 = 債務超過、支払停止、これらのおそれがある金融機関等に対する特定資金援助等

## 期限前償還およびリスクについて

### 第24回債のみ

#### ● 期限前償還条項

第24回債の元金は、発行者が、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、2025年10月30日（5年後）に、期限前償還期日までの経過利息を付して、額面金額100円につき金100円の割合でその全部を期限前償還することができます。

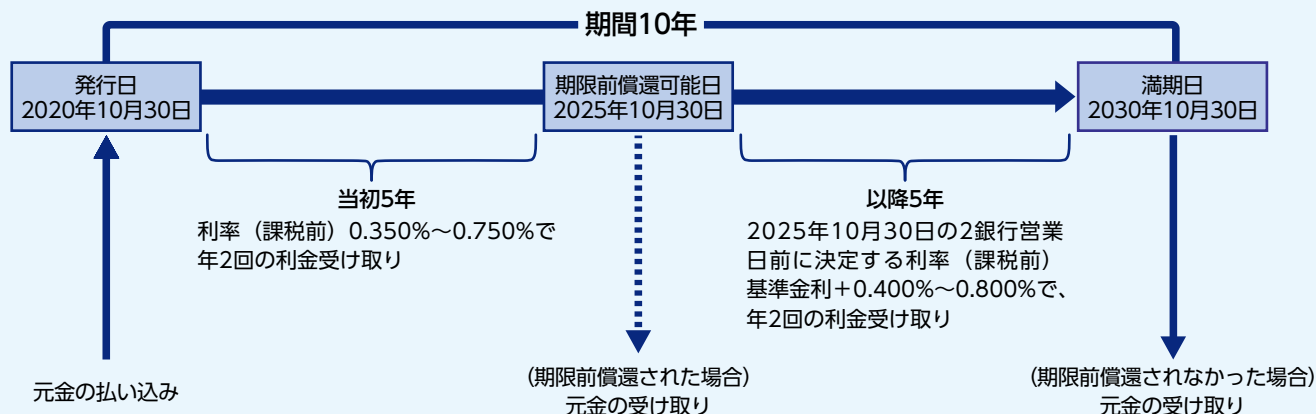
#### 期限前償還されなかった場合

本社債の保有者が2025年10月30日の翌日以降に受け取る利金については、2025年10月30日の2銀行営業日前に以下の計算式で計算された利率をもとに支払われます。（利率の決定は1回のみで、2025年10月30日の翌日以降満期償還までに受け取るすべての利金の計算に、同じ利率が適用されます。）

**基準金利\* + 0.400% ~ 0.800%**

\*基準金利：2025年10月30日の2銀行営業日前の午前10時（東京時間）にロイターに表示される5年物円スワップ\*のオファード・レートおよびビッド・レートの算術平均値として計算される5年物円スワップのミッド・レート。

\*5年物円スワップの説明につきましては、目論見書をご覧ください。



### 第23回債、第24回債共通

#### ● 税務事由・資本事由

税務事由または資本事由が発生し、かつ、継続している場合には、発行者はあらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、あらかじめ定められた条件で本社債を期限前に償還する可能性があります。

税務事由：将来の税制変更等により、本社債の利息の損金算入が認められない場合をいいます。

資本事由：金融庁その他の監督当局と協議の結果、本社債が、発行者のTier2資本に係る基礎項目として扱われないおそれがあると発行者が判断した場合をいいます。

上記期限前償還条項、税務事由・資本事由により、本社債が期限前償還された場合、当該償還日から後の利息はお受け取りいただけません。また、その時点で再投資したときに、予定した金利と同等の利回りを達成できない可能性があります。【償還リスク】

## その他の主なリスク

### ●価格変動リスク

本社債の価格は市場金利の変動などにより上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

### ●信用リスク

本社債は無担保であり、発行者が倒産等の事態となった場合、元金金の支払いの一部または全部が行われない可能性があります。

### ●流動性リスク

市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

## 手数料等諸費用について

- 本社債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。販売額に限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。
- 口座管理料は無料です。

## 本社債に関する税金について（個人のお客さまの場合）

本社債のような特定公社債等の利子および譲渡（償還）損益に対する課税は、おおむね以下のようになります。

### ●利子に対する税金

20.315%の源泉徴収が行われた後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。

### ●譲渡（償還）益に対する税金（譲渡益・償還差益が発生した場合）

上場株式等（特定公社債等を含みます。以下同じ。）の譲渡所得等として申告分離課税の対象になります。

### ●譲渡（償還）損の取り扱い（譲渡損・償還差損が発生した場合）

上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の利子・配当所得との損益通算または翌年以後3年間の繰越控除の適用ができます。


### ●特定口座の利用

特定口座の利用が可能です。利子についても源泉徴収ありの特定口座に受け入れることができます。

★身体障害者手帳の交付を受けられている方、遺族に関する公的年金を受給されている方などは、所定の手続きで利子に税金がかからない非課税制度をご利用いただけます。手続きの方法や、必要な書類については、当社窓口までお問い合わせください。

お申し込みにあたっては、「目論見書」および「契約締結前交付書面」をお渡ししますので、よくお読みいただき、ご投資への最終決定は、お客さまご自身でなさるようお願いいたします。なお、「目論見書」および「契約締結前交付書面」のご請求・お問い合わせは、お近くのみずほ証券またはコールセンターへどうぞ。

コールセンター

 0120-324-390

営業時間(平日8:00~19:00/土曜日9:00~17:00)

<https://www.mizuho-sc.com/>

## 目論見書メール配信サービスのご案内

お取引の際に閲覧が必要な「目論見書」や「販売説明書」をメールを通じてスピーディーにお受け取りいただけます。

メールアドレスのご登録は、みずほ証券ホームページの「サービスのご案内」⇒「目論見書メール配信」にてお手続きできます。詳しくは、お取引店の営業担当者へお問い合わせください。

※コールセンターでは、本サービスに関するお問い合わせを受け付けておりません。

みずほ証券 目論見書メール

検索



メールアドレスのご登録は  
こちら からアクセス  
できます!!